

## 父母が同時期に育児休業を取得する場合における保育の利用について

育児休業中は、家庭において保育をすることができる状態にあることから、原則としては退所していただくこととなりますが、児童福祉の観点から入所児童の発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合に限り、継続利用を認めているところであります。

平成21年の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、父母が同時に育児休業を取得することが可能となっておりますが、本市においては、父母が同時に育児休業を取得する場合の継続利用について、次のような考えから認めないこととします。

(父母が同時期に育児休業を取得する場合における保育の利用についての考え方)

- ・ 保育施設での保育の必要性が認められない。
- ・ 保育の必要性がありながら、希望した保育所に入所できない状況にある児童との公平性を考えた場合に、適正な保育所の利用とは言えない。
- ・ 育児休業制度は「職業生活を営むとともに育児について、家族の一員としての役割を円滑に果たす」ことが本旨である。
- ・ 育児休業復帰後の保育所利用については、利用調整を行う際に加点対象としており、市としても配慮している。

なお、両親が異なる期間で育児休業を取得する場合及び両親のいずれかが育児休業を取る場合は、従前の取り扱いのとおりです。